

環境センター土壤汚染深度調査結果に係る住民説明会（質疑要点録）

◇日時：令和 7 年 8 月 23 日（土） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 10 分

◇場所：環境センター3 階 見学者室

◇出席者

摂津市生活環境部 環境業務課 吉田、三浦、衣川

◇住民参加者 8 名

◇主な質疑内容

・本来検出されてはいけな化学物質が高い数値で出ている。鶴野の北方面には流れていないとの説明だったが、地震などで地盤にひびが入った等の際に、安威川や大正川に流れ出ないとも限らないのではないか。その場合に、流れ出ないように対策を考えてもらいたい。

⇒汚染区画についてはコンクリート若しくはアスファルトで舗装し、公園整備の際には盛土を検討している。災害等で万が一盛土が崩れたとしても、盛土に使用する土は汚染されていない土であり、地下の汚染土壤が影響を受ける可能性は低いと考えている。また、河川への影響について、大正川や安威川との関係は複雑な関係となっている。河川については大阪府が年 2 回水質調査をしており、環境センター下流地域においても、基準超過は確認されていないので、河川への影響はないと考えている。

・環境センター解体の際には、周辺地域に健康被害が出ないように解体方法を検討してほしい。それを踏まえてまた説明をしてもらいたい。

⇒地域住民に出来るだけ影響が出ないように対策を検討していく。また、解体前には改めて説明を行う。

・P16 に立入禁止措置は不適切と書かれている。緩衝緑地の一部について立ち入り禁止措置を実施しているが、あのように囲っているだけで放置していて問題ないのか。雨水による浸水や地下水への浸透の影響は無いのか。

⇒人が入らないように対策をしているため、問題はないと考えている。今後の対策についても、このままというわけではなく、公園整備時の際にはアスファルト等で舗装したうえに盛土することを検討している。

・P6 に基準値の考え方が書かれているが、本当に人への健康リスクが無いと言い切れるのか。今すぐに影響は出ないかもしれないが、子どもたちに影響が出る可能性をゼロと言い切れるものではないと考える。

⇒健康被害が出ないことを前提に考えるのではなく、出さないようにすることを前提にすると考えており、摂取リスクを無くすことを考えていく。

・汚染地下水を遮断するのに、上から舗装や盛土をしても遮断にはならないのではないか。

地下水の遮断となれば垂直方向の対策となるのではないのか。

⇒土壌汚染の対策として、土壌溶出量基準不適合となった場合と、土壌含有量基準不適合となった場合に分けられる。今回、土壌溶出量基準も不適合となっているが、これについては周辺に飲用井戸が無いことから、対策を行う必要はないものとされている。土壌含有量基準不適合となっている部分については、土壌接触による摂取リスクがあるため、対策が必要となっており、その対策としては、舗装や盛土により土壌との水平的な遮断を行うことを考えている。

・E6-3 では表土でダイオキシンが出ている。横は大正川堤防となっており、散歩している人もいるが、何か対策しているのか。

⇒元々アスファルト舗装されている部分なので、問題ないものとなっている。

・A3-6 については、地表で汚染が出ているが、対策は不要なのか。子供や犬が土を掘ったり、触ったりしても問題ないのか。

⇒土壌溶出量基準の超過となっているので、土壌含有量基準超過とは異なり、接触することによるリスクはほぼないと考えている。

以上